

令和6年10月 河北町農業委員会総会（第10回）

令和6年10月25日（水曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場4階全員協議会室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	岡崎 学	委員	2 番	布川 峯夫	委員	3 番	押野 利浩	委員
4 番	関 紀子	委員	5 番	奥山 ちか子	委員	6 番	木嶋 啓治	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	安部 敏明	委員	9 番	高橋 清	委員
10 番	逸見 三和子	委員	11 番	奥山 喜幸	委員	12 番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和6年10月25日（金曜日）午後1時57分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 1 番 岡崎 学 委員 2 番 布川 峯夫 委員

日程第2 議案の審議

報第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第19号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第34号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議第35号 非農地証明願いについて

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤局長）

皆様大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、只今から令和6年10月河北町農業委員会総会を開会いたします。

始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）あいさつ

○ 事務局（佐藤局長）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名をいたします。

1番 岡崎 学 委員 2番 布川 峯夫 委員 お願いします。

それでは、日程第2、議案の審議に入ります。報第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明願います。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号67番 所在地 大字溝延字西浦●●、田、ほか1筆、合計4,740㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、引き続き●●さんに耕作をお願いするとのことです。

次に、申請番号68番 所在地 谷地字下野●●、畑、ほか7筆、合計11,471㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後については、田は引き続き、●●さんに、下野と楨川向の畑は●●さんに耕作をお願いするとのことです。字谷地と真木の畑は元の住宅地の奥に位置しているところで、●●さんが宅地と一緒にきれいに草刈りなど管理されております。

次に資料の2ページをお開きください。申請番号69番 所在地 大字溝延字熊野嶋●●、田、ほか1筆、合計4,194㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は引き続き、●●さんに耕作をお願いし、畑は自作するとのことです。

次に、申請番号70番 所在地 谷地字田中●●、畑、1,491㎡、1筆です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作ということなのですが、当該地は実家の敷地の奥にあり独立して利用できないため、実家にお住まいのお母さまと町内にお住まいのお姉さまが管理をされております。

次に申請番号 71 番 所在地 大字田井字胡和勢●●、樹園地、ほか 8 筆、合計 12, 522 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、妹の●●さんが相続されました。取得後ですが、樹園地については、自作ということで木は伐採しており、今後伐根するつもりということです。田は引き続き●●さんに耕作をお願いするとのことです。あっせんの希望はしておりません。●●さんがご親戚のようでした、まずは●●さんに相談して決めていきたいということです。

次に資料の 3 ページ、申請番号 72 番 所在地 谷地字布田●●、田、ほか 4 筆、合計 4, 824 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は引き続き●●さんに耕作をお願いし、畑は自作することです。

次に資料の 4 ページ、申請番号 73 番 所在地 大字溝延字黒木渕●●、田、ほか 10 筆、合計 16, 110 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後ですが、田は引き続き●●さんに耕作をお願いし畑は自作することです。

以上 7 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

事務局から説明がありました。何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。
(なし) なければこのように許可したいと思います。次に移ります。報第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 5 ページ、報第 19 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明いたします。

申請番号 134 番、所在地 西里字塩ノ渕●●、畑、ほか 2 筆、合計 6, 222 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、受け人の離農によるものです。

申請番号 135 番及び 136 番、所在地 大字吉田字花ノ木●●、畑、ほか 6 筆、合計 6, 369 m²です。渡し人・受け人とも●●さんということで、相続登記が完了しているためにこのようになりますが、●●さんとの中間管理事業での使用貸借契約が相続完了のため解約となるものです。

次に資料の 6 ページ、申請番号 137 番及び 138 番、所在地 大字吉田字吉田●●、畑、

ほか5筆、合計3,888㎡です。こちらも●●さんと●●さんとの中間管理事業での使用貸借契約が相続完了のため解約となるものです。

次に、申請番号139番及び140番、所在地 大字吉田字花ノ木●●、畑、ほか5筆、合計5,280㎡です。こちらも●●さんと●●さんとの中間管理事業での使用貸借契約が相続完了のため解約となるものです。

次に資料の7ページ、申請番号141番及び142番、所在地 大字吉田字吉田612-4、畑、ほか4筆、合計1,423㎡です。こちらも●●さんと●●さんとの中間管理事業での使用貸借契約が相続完了のため解約となるものです。

以上9件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

事務局から説明がありました。何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に移ります。議第30号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、資料の8ページ、議第32号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。申請番号52番、売買による所有権移転です。所在地 西里字浦田●●、田、1,892㎡です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、渡し人の高齢による労力不足で、隣接地を耕作している受け人が引き受けてくださることになりました。

売買価格は総額200,000円です。

次に申請番号53番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字月山堂●●、田、882㎡、1筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、渡し人の高齢化による経営縮小です。

売買価格は総額100,000円です。

申請地につきましては渡し人の●●さんが農地改良届及び転用許可除外事項届等の手続を行い畑として利用していたようです。渡し人と受け人はご親戚で渡し人側の強い要望で購入することになりました。自家消費野菜を栽培するとのこと。

以上2件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。52 番から順次をお願いします。

(52 番)

○ 岡崎委員

52 番ですが、きれいに管理しているのを確認しております。問題ありません。

(53 番)

○ 布川委員

53 番ですが、一部小屋が建っていましたが、自家消費野菜が栽培されていました。問題ないかと思います。

○ 議長（会長）

ご苦労様でした。何か皆さんからご質問、ご意見ありませんか。

(なし)

無ければ、このまま 3 条許可したいと思います。次に移ります議第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは資料の 9 ページをご覧ください。

それでは、議第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 8 番、転用目的は資材置場です。所在地 谷地字谷地●●、畑、653 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。

申請事由につきましては、受け人は業務拡大により資材置場を求めており、効率よく利用できる併用地の宅地及び当該農地を選定し、資材置場として利用する計画です。

現在、宅地部分には●●さん所有の空き家がありますが、5 条申請が許可となれば、空き家を解体し宅地及び当該農地を資材置場として一体利用する計画です。

資料の 15 ページが案内図で 16 ページが字切図です。和田酒造さんの南側に位置し、宅地と道路と畑に囲まれた所になります。次の 17 ページが土地利用計画図となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

申請番号 9 番、転用目的は、一般個人住宅の建築です。所在地 谷地所岡二丁目●●、田、ほか 1 筆で合計 309 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。

申請事由につきましては、実家の近くで住環境も良い当該地に個人住宅を建築する計画です。資料の 18 ページが案内図で 19 ページが字切図です。浅野耳鼻咽喉科さんの東側に位置し、宅地と道路と畑に囲まれた所になります。次の 20 ページが土地利用計画図となっております。21 ページが建物の平面図で 22 ページが立面図になります。

申請地は都市計画区域内の用途地域にあり、許可基準を満たしていると思われます。

以上 2 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。

○ 布川委員

はい。午前中現地調査行ってきました。8 番ですが、現状は、住宅の奥で住宅敷地を通らないと行けないところでした。草が生い茂っていました。左右の隣接地は空き地になってました。農地としては使えないような場所ですので転用は問題ないと思います。

次の 9 番は、実家の裏の土地に住宅を建てるということで場所は問題ありません。実家との間に畑が少し残るんですが、自家用畑ということで問題はありません。

○ 会長

はい。ご苦労様でした。

何か皆さんからご意見、ご質問ありませんか。

（なし）

なければ、次に、議第 20 号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 10 ページをお開きください。議第 34 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いしますものです。

資料の 12 ページをお開きください。申請番号 228 番から 232 番までは、いずれも賃貸借契約の期間満了による再設定で、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものになります。

以上 5 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ご意見ありませんか。

（なし）

無ければ、このまま進めたいと思います。次に、議第 35 号非農地証明願について、事務局説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 14 ページをお開きください。議第 35 号 非農地証明願についてご説明いたします。

申請番号 2 番 所在地 大字岩木字岩木●●、畑、ほか 4 筆、合計 2,874 m²です。

申請事由につきましては、資料のとおり境内地につきましては、平成19年と平成11年に、墓地については昭和49年に申請者が転用許可を受けておりましたが、地目変更をしておりませんでしたので、非農地証明願により手続きをしようとするものです。

○ 議長（会長）

現地確認の報告をお願いします。

○ 堀委員

はい、現地確認に行ってきました。説明のとおり過去に転用許可を取っており、境内地と墓地になっていますので農地とはみなされなく証明願大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ご意見ありませんか。

（なし）

無ければ、このまま進めたいと思います。これで総会の方は終了いたします。

午後 2 時 4 0 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
